

横須賀市報

第 1826 号

発行日 発行所 横須賀市小川町11番地
 毎月 横須賀市役所
 10日 編集兼 横須賀市長
 25日 発行人 上地克明
 印刷所 (有)宮村印刷所

目 次

- 告 示**
- ◇収納事務の委託について…………… 14861
 - ◇指定居宅サービス事業者の指定について…………… //
 - ◇指定介護予防サービス事業者の指定について…………… //
 - ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について…………… 14862
 - ◇除却広告物等の保管について…………… //
 - ◇放置自転車等の移動について…………… //
- 公 告**
- ◇開発行為の工事完了について…………… 14863
 - ◇債権差押調書の公示送達…………… //
 - ◇不動産参加差押通知書の公示送達…………… //
 - ◇配当計算書の公示送達…………… //
 - ◇交付要求通知書の公示送達…………… //
 - ◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達…………… 14864
 - ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… //
 - ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… //
 - ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… //
 - ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… //
 - ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… //
 - ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達…………… //
 - ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達…………… //
 - ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達…………… 14865
 - ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について…………… //
 - ◇農用地利用集積計画について…………… //
- 上下水道局告示**
- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… //
 - ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… //
 - ◇指定下水道工事店の指定辞退について…………… //
- 教育委員会告示**
- ◇教育委員会定例会の招集について…………… //
- 選挙管理委員会告示**
- ◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間について… 14866

告 示

横須賀市告示第193号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和3年10月25日

横須賀市長 上地克明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務

東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	地方税法第1条第14号に定める延滞金並びに同法第4条第2項第1号に定める道府県民税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)、同法第5条第2項第1号に定める市町村民税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)、同項第2号に定める固定資産税、同項第3号に定める軽自動車税及び同条第6項第1号に定める都市計画税のうち、納付書情報を読み取るシステムを用いる方法により納付されるもの
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	ビリングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦	
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号	KDDI株式会社 執行役員 マーケティング本 部 長 竹 澤 浩	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	ビリングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦	
東京都千代田区永田町二丁目11番1号	株式会社N T T ド コ モ ウォレットビジネ ス 部 長 田 原 務	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都千代田区大手町一丁目5番5号	株式会社みずほ銀行 デジタルイノベー ション 部 部 長 柿 原 慎 一 郎	

2 委託の期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

横須賀市告示第194号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和3年10月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年10月1日	一般社団法人空と花 在宅看護センター 横須賀	横須賀市稲岡町82番地神 奈川歯科大学内	訪問看護	東京都荒川区荒川五丁目11番10号シ エロ町屋101 一般社団法人空と花 代表理事 石川 徳子

横須賀市告示第195号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定に

より、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定しました。

令和3年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年10月1日	一般社団法人空と花在宅看護センター横須賀	横須賀市稲岡町82番地神奈川歯科大学内	介護予防訪問看護	東京都荒川区荒川五丁目11番10号シエロ町屋 101 一般社団法人空と花 代表理事 石川 徳子

横須賀市告示第 196 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和3年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年9月30日	マイホーム 訪問介護センター 浦賀	横須賀市浦賀1丁目12番17号	訪問介護	三浦市初声町下宮田1050番地5 有限会社オートハウス 代表取締役 三 留 大 裕

横須賀市告示第 197 号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。
保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。
令和3年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間
はり札等	10	長浦町3丁目、汐入町1丁目、若松町2丁目及び深田台地内	令和3年9月1日から同月30日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	2	坂本町3丁目及びハイランド4丁目地内		

- 2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 198 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。
令和3年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動2輪車		
令和3年9月1日から同月30日まで	台 51	台 4	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	3	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	17	2	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	3	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	12	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

同	24	4	追浜東町3丁目、船越町7丁目、新港町、米が浜通1丁目・2丁目、安浦町1丁目、三春町1丁目・2丁目、富士見町3丁目、公郷町2丁目、衣笠栄町3丁目、池上5丁目、平作8丁目、大矢部3丁目、森崎1丁目、走水1丁目、吉井2丁目、鴨居1丁目、光風台、佐原1丁目、久里浜2丁目及び野比2丁目地内の道路	同
同	1	0	追浜駅第1自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	衣笠駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	衣笠駅第2自転車等駐車場	同
同	1	0	北久里浜駅第3自転車等駐車場	同
同	1	0	YRP野比駅第1自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき1,500円
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき3,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市土木部土木計画課

公 告

横須賀市公告第188号 (令和3年10月12日)
掲 示 済

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和3年10月12日

横須賀市長 上 地 克 明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年8月31日 令2開第11号	令和3年10月4日 令3第9号	横須賀市田戸台36番1	横須賀市日の出町一丁目12番地 かつ七興産株式会社 代表取締役 高 橋 充

横須賀市公告第189号 (令和3年10月15日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第190号 (令和3年10月15日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産に係る参加差押通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第191号 (令和3年10月15日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第192号 (令和3年10月15日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 193 号 (令和3年10月15日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 3 columns: 年度, 税 目, 備 考. Row 1: 令和3年度, 固定資産税都市計画税, 過年度の9月随時分

(別紙略)

横須賀市公告第 194 号 (令和3年10月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 4 columns: 年 度, 種 別, 月 別, 発付年月日. Rows: 令和3年度 介護保険料 6月分 令和3年8月31日, 7月分 令和3年8月31日

(別紙略)

横須賀市公告第 195 号 (令和3年10月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 3 columns: 年 度, 科 目, 備 考. Row 1: 令和3年度, 国民健康保険料決定通知書, 6月分から9月分までの納期限は、令和3年11月1日、同月30日、令和4年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 196 号 (令和3年10月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 3 columns: 年 度, 科 目, 備 考. Row 1: 令和2年度, 減額分

Table with 3 columns: 令和3年度, 国民健康保険料変更通知書, 8月分及び9月分の納期限は、令和3年11月1日、同月30日、令和4年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 197 号 (令和3年10月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 4 columns: 年 度, 種 別, 月 別, 発付年月日. Rows: 令和2年度 国民健康保険料 2月分 令和3年3月31日, 3月分 令和3年4月30日, 令和3年度 6月分 令和3年7月30日, 7月分 令和3年8月31日

(別紙略)

横須賀市公告第 198 号 (令和3年10月15日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 199 号 (令和3年10月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 3 columns: 年 度, 種 別, 備 考. Row 1: 令和3年度, 後期高齢者医療保険料納入通知書, 7月分から9月分までの納期限は、令和3年11月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 200 号 (令和3年10月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	発付年月日
令和3年度	後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書	令和3年7月16日

(別紙略)

横須賀市公告第201号 (令和3年10月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	後期高齢者医療保険料	7月分	令和3年8月31日

(別紙略)

横須賀市公告第202号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和3年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号
横 浜 横 須 賀 91-18

横須賀市公告第203号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和3年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市佐島3丁目1188番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井1丁目16番5号
長谷川 徹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名2丁目22番1号
高 橋 穂太郎

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市芦名1丁目404番5
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市秋谷2丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名1丁目31番24号
畑 村 崇

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林4丁目1119番及び1120番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市秋谷2丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林3丁目4012番地
岩 澤 カツエ

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第45号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和3年10月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所 在 地	指定年月日	有効期限
594	有限会社加藤設備	加 藤 秋 彦	三浦郡葉山町木古庭454番地の7	令和3年10月7日	令和8年10月6日

横須賀市上下水道局告示第46号

指定給水装置工事事業者規程(平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号)第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和3年10月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所 在 地	届出年月日
451	株式会社エムズジャパン	原 岡 誠	横浜市泉区和泉町6616番地3	令和3年9月22日

横須賀市上下水道局告示第47号

指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)第7条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退

する旨届出がありました。

令和3年10月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代表者名	所 在 地	届出年月日
須 326	株式会社エムズジャパン	原 岡 誠	横浜市泉区和泉町6616番地3	令和3年9月22日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第20号 (令和3年10月4日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和3年10月4日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和3年10月7日午後4時
- 2 会議開催の場所 第3委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
(1) 令和4年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第48号 (令和3年10月4日)
掲 示 済

衆議院議員の任期が令和3年10月21日に満了することに伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書の規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期します。

令和3年10月4日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

登録の移替えを延期する期間

令和3年10月5日から衆議院議員総選挙の期日まで